

6. 確認済証は大切に

建築確認申請書が提出され、建築主事または指定確認検査機関により確認されますと「確認済証」が交付されます。

確認済証と申請書類一式は工事完了後も必要となる場合があります。工事完了後も大切に保管しておきましょう。

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による

確認済証

第 号
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。